

次のとおり一般競争入札に付する。

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史

### 1 業務内容

- (1) 業務名 健康支援訪問指導業務
- (2) 委託期間 契約締結日から平成30年3月30日（金）まで
- (3) 入札方法 一般競争入札
- (4) その他 詳細は入札説明書のとおり

### 2 入札参加に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立  
がなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定を受けて  
いる者
- (3) 熊本県後期高齢者医療広域連合が行う契約等における暴力団等排除措置  
に関する事務取扱要領第2条第4号に規定する暴力団等又は第5号に規定  
する暴力団等関係者ではない者
- (4) 過去2年以内に自治体における重複・頻回受診者訪問指導業務又はこれ  
に類する業務を受託したことのある者
- (5) 個人情報保護方針が制定されており、プライバシーマークを取得してい  
ること
- (6) 熊本県内に主たる事業所または営業所を有する法人であること

### 3 入札説明書の交付

入札説明書の交付は、次のとおり行う。

#### (1) 交付期間

平成29年4月10日（月）から平成29年4月20日（木）までの午前  
9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土日及び休日を除く）

#### (2) 交付場所

〒862-0911 熊本市東区健軍二丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階  
熊本県後期高齢者医療広域連合 事業課保健事業班  
電話番号 096-368-6777（内線219）

#### 4 申請書の提出等

本入札の参加希望者は、入札説明書の交付を受けたうえ、入札参加申請書の提出に併せて入札参加資格を有することを証明するため、入札説明書に掲げる書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受ける必要がある。

##### (1) 提出期間等

平成29年4月10日(月)から平成29年4月20日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土日及び休日は除く)

##### (2) 提出場所

熊本市東区健軍二丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階  
熊本県後期高齢者医療広域連合 事業課保健事業班

##### (3) 提出方法

上記提出場所へ持参

##### (4) 提出部数

1部

#### 5 入札説明会

入札説明会は行わない。

#### 6 入札書の提出場所等

##### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

熊本市東区健軍二丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階  
熊本県後期高齢者医療広域連合 事業課保健事業班  
電話番号 096-368-6777

##### (2) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①日時 平成29年5月11日(木)午前10時00分

②場所 熊本市東区健軍二丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階  
熊本県後期高齢者医療広域連合 会議室

##### ③入札方法

入札場所へ持参すること

##### (3) 入札書の記載について

入札書の日付については、開札の日を記入すること(入札書を記入した日を記入しないこと)

#### 7 その他

##### (1) 入札保証金

熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第4条第3号の定めるところにより、免除とする。

##### (2) 契約保証金

熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則28条の定めるところにより、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結のときまでに納付すること。ただし、利付国債又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約

保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、保証証券を契約締結のときまでに提出したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本広域連合である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きを行い、落札者を決定する。

(6) 入札書の記載金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額にその金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(7) 入札結果の公表

落札者の商号及び落札価格は落札者決定後、本広域連合のホームページで公表する。